

岩手県告示第 165 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 114 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限責任中間法人 岩手県地域理学療法支援機構	盛岡市長田町 9 番 1	盛岡市上田一丁 目 1 番 30 号	有限責任中間法人岩 手県地域理学療法支 援機構附属訪問看護 ステーションいわて	盛岡市長田町 9 番 1	盛岡市上田一丁 目 1 番 30 号	平成 19 年 5 月 19 日